参考資料４

福岡県農林水産振興基本計画

福岡県

令和４年３月

目　次

第１章　計画の位置づけと基本的な考え方 …… １

第２章　目標と目指す方向 …… ３

第３章　施策の展開方向

１　マーケットインの視点で生産力を強化 …… ５

２　「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進 …… ７

３　農林水産業の次代を担う「人財」を育成 …… ９

４　持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進 ……11

５　安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進 ……13

担当部署一覧 ……15

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例 ……16

ＳＤＧｓ ……17

第1章　計画の位置づけと基本的な考え方

1　計画の位置づけ

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成 26 年福岡県条例第 51 号）第７条第１項に基づき、今後の県の施策を体系的に示すものです。

2　計画の基本的な考え方

県では、これまで「福岡の食」の販売・消費の促進、輸出の拡大、農林水産物の品質向上や安定供給、農林漁業への県民の支持拡大などに、農業・林業・水産業一体となって取り組んできました。

このような中、農林水産業及び農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、コロナ禍による生活様式の変化、頻発する気象災害など、大きく変化しています。

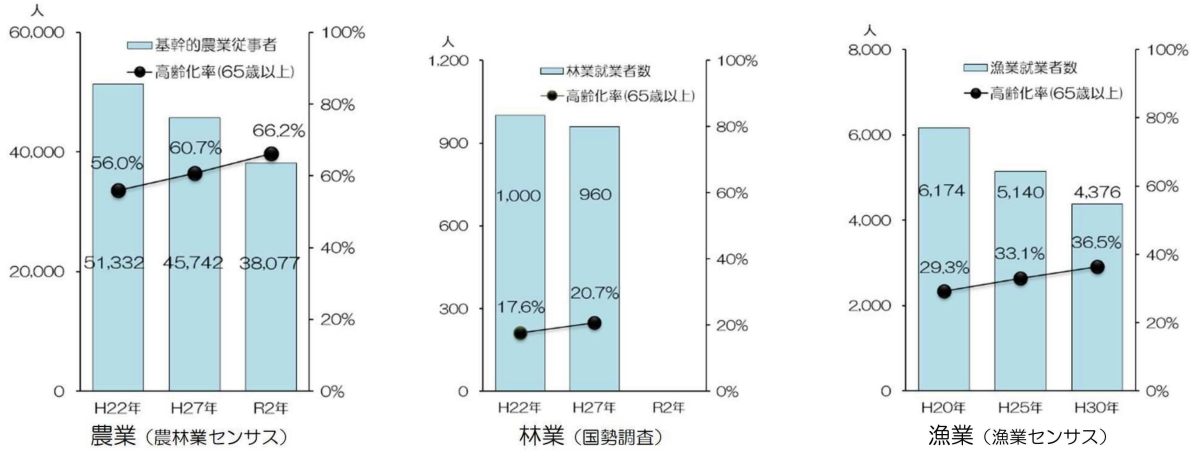
加えて、国内外で、ＳＤＧｓへの関心の高まりや、環境重視の動きが加速しており、我が国においても、持続可能な食料供給システムを目指す「みどりの食料システム戦略」が制定されたところです。

本計画は、これまでの取組やこうした情勢の変化を踏まえ、消費者ニーズに対応した生産力やブランド力の強化、次代を担う「人財」の育成、家畜防疫の強化や地産地消といったワンヘルスの推進、頻発する気象災害を踏まえた防災・減災対策などの施策を中心に、稼げる農林水産業の実現に向け、取り組む施策の方向性を明確にしています。

3　計画期間

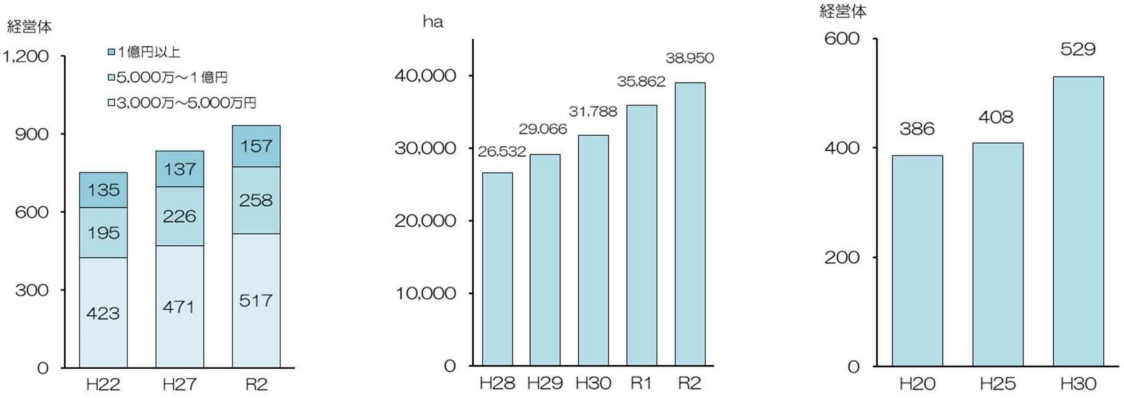
令和４年度 ～ 令和８年度

○ 農林水産業の担い手の減少、高齢化の進行



担い手の減少と高齢化（65 歳以上）の推移

○ 担い手の経営は着実に拡大

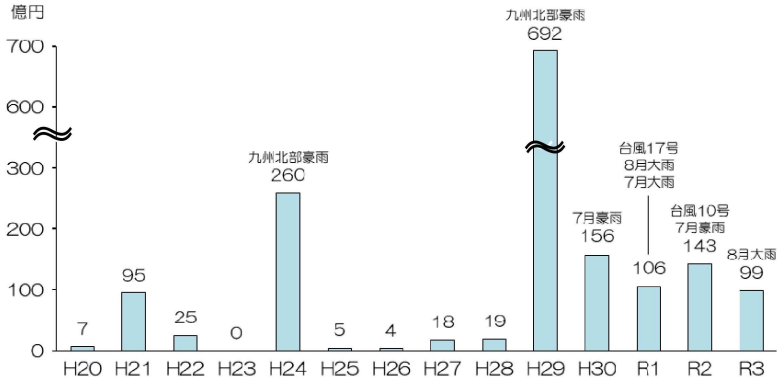


販売金額 3,000 万円以上の農業経営体数（農林業センサス）

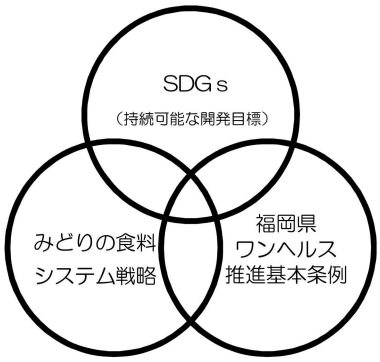
森林経営受託面積の推移（福岡県調べ）

販売金額 2,000 万円以上の漁業経営体数（漁業センサス）

○ 頻発する気象災害、環境に対する関心の高まり



平成 20 年以降の主な気象災害による農林水産業被害額（福岡県調べ）



環境関係の主な動き

第2章　目標と目指す方向

１　目標

稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり

２　目指す方向

目標を実現し、本県農林水産業を成長産業へと誘導していくためには、収益性の高い農林漁業経営の確立と、持続性を両立させていくことが重要であり、次の５つの目指す方向のもと、施策を総合的に展開します。

○　マーケットインの視点で生産力を強化します

消費者ニーズに対応した生産の促進、ＤＸの推進による高品質・高収量・省力化の実現、生産基盤の強化や集約化と大規模化の推進、資源の循環利用を通じた県産木材の供給拡大、海や河川の特性に応じた漁場や資源づくりの推進に取り組みます。

○　「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進します

福岡の農林水産物等の魅力発信による輸出の拡大、県独自品種や新技術の開発・普及の加速、福岡の農林水産物等の認知度向上と販売促進、新たな木材需要の獲得による県産木材の利用推進に取り組みます。

○　農林水産業の次代を担う「人財」を育成します

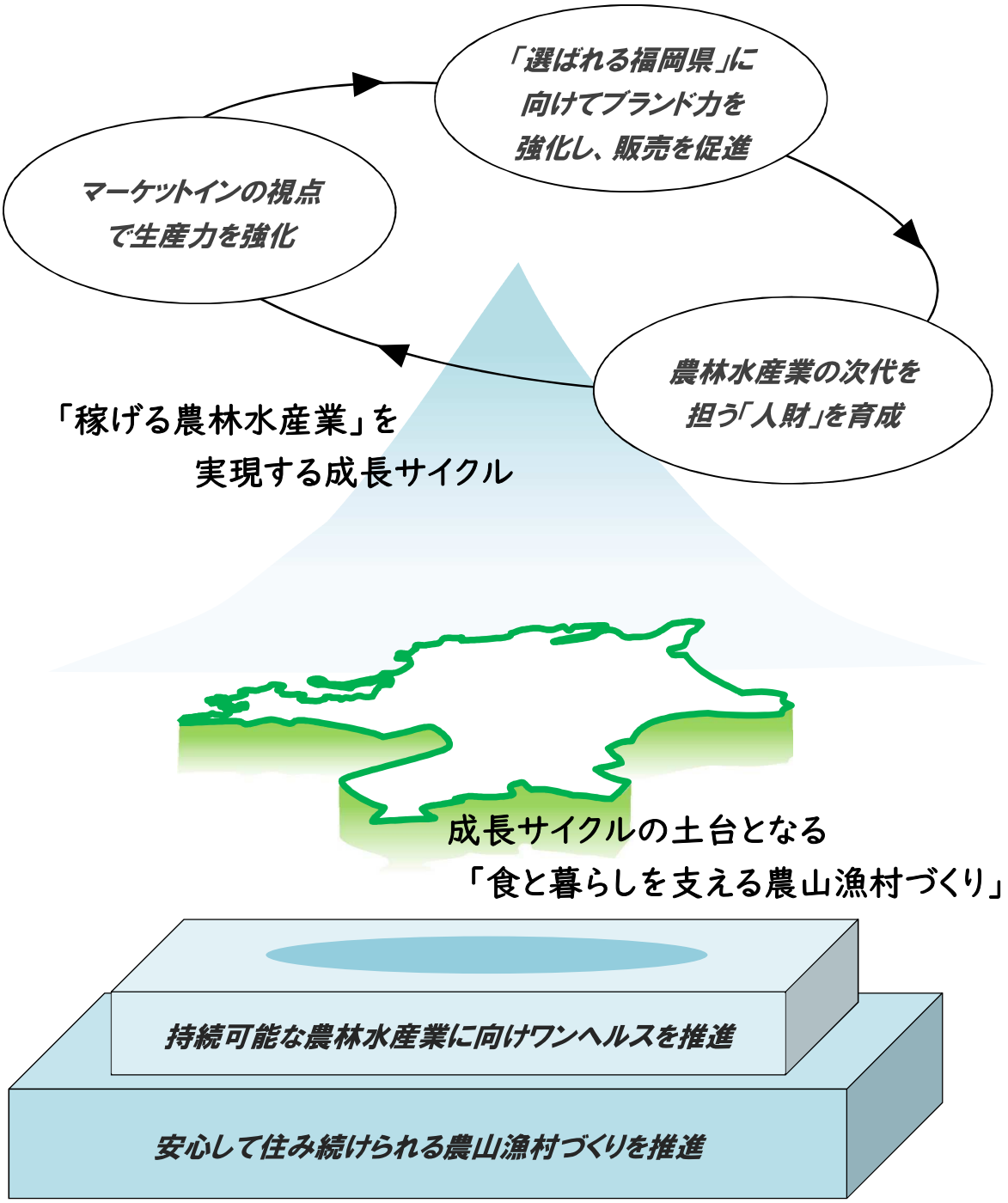
リカレント教育などにより、農林漁業者の経営発展を推進するとともに、産地の受入体制強化により新規就業者の確保・定着を促進します。また、女性農林漁業者の能力発揮や農福連携の取組を推進します。

○　持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進します

ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進するとともに、心や身体の健康づくりに向け、森林等の利用を推進します。また、環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進、動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化に取り組みます。

○　安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進します

計画的な森林整備、治山施設やため池等の適正な管理や整備など、防災・減災対策を強化するとともに、農山漁村の活力向上と多面的機能の維持・強化を図ります。また、鳥獣被害対策を総合的に展開します。


「選ばれる福岡県」に
向けてブランド力を
強化し、販売を促進
マーケットインの視点
で生産力を強化
農林水産業の次代を
担う「人財」を育成
「稼げる農林水産業」を
実現する成長サイクル
成長サイクルの土台となる
「食と暮らしを支える農山漁村づくり」
持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進
安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

第3章　施策の展開方向

１　マーケットインの視点で生産力を強化

（１）消費者ニーズに対応した生産を促進

① 優良品種・家畜、先進的な施設や機械等の導入により、品質向上と安定生産を促進
② 優良種苗の安定供給を推進
③ 鮮度保持や一次加工、出荷規格の見直し等により、消費者ニーズへの対応力を強化

（２）ＤＸ[*1]を推進し、高品質・高収量・省力化を実現

① 生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進
② デジタル化した物流情報を共有・活用できるシステムを構築し、物流の効率化を推進
③ ＡＩ[*2]やＩｏＴ[*3]等のスマート技術やロボット技術等を導入し、高品質・高収量・省力化を実現
④ 森林情報のデジタル化やスマート技術の導入により、林業生産の効率化を推進
⑤ ＩＣＴ[*4]を活用した海況情報の提供により、漁業生産の効率化を推進

（３）生産基盤を強化し、集約化と大規模化を推進

① 農業水利施設、林道、漁港等の計画的な整備により、生産基盤を強化
② 農地の大区画化や集積・集約化を促進
③ 集出荷施設や調製施設等の広域共同利用施設の整備を推進
④ 林業経営の受託を進め、森林組合の経営規模を拡大
⑤ 生産の共同化等により、漁業経営の規模を拡大

（４）資源の循環利用を通じ、県産木材の供給を拡大

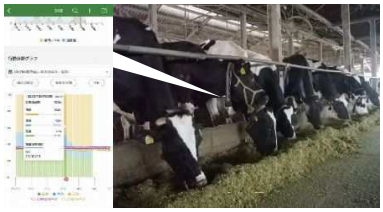
① 利用期を迎えた人工林で、計画的に主伐を推進
② 新たな技術を取り入れた省力・低コストな作業の実践により、再造林を推進
③ 実需者が求める品質の確かな製材品の供給力を強化

（５）海や河川の特性に応じ、漁場や資源づくりを推進

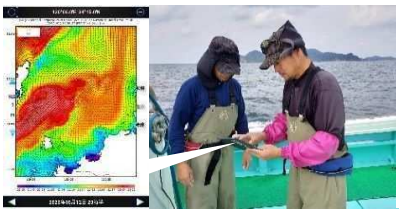
① 魚礁の設置や底質環境の改善を促進し、漁場の生産力を強化
② 資源管理と種苗放流により、水産資源の持続的な利用を推進
③ 環境に応じた管理と的確な指導により、養殖業の生産を安定

施策目標	現状	目標
出荷規格や出荷方法の見直しに取り組む事業者数	16 事業者	23 事業者
デジタルデータを活用した経営を行う経営体数	285 経営体	1,047 経営体
農地の大区画化・集約化の取組件数	―	30 件／年
原木生産量	276 千 m^3／年	360 千 m^3／年
資源管理措置の見直しに取り組む団体数	―	50 団体

*1：Digital Transformation の略。IoT や AI 等の進化したデジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。
*2：Artificial Intelligence の略。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する技術。
*3：Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、相互に制御する仕組み。
*4：Information and Communication Technology の略。デジタル化された情報の通信技術。



家畜個体管理システム



海況予測を活用した操業

○ デジタルデータを活用し、生産と経営を改善

○ ロボット技術の開発と実用化により、
超省力的な生産体制を構築

○ デジタル情報の共有で、物流を効率化



ロボットトラクタ（無人）との同時作業

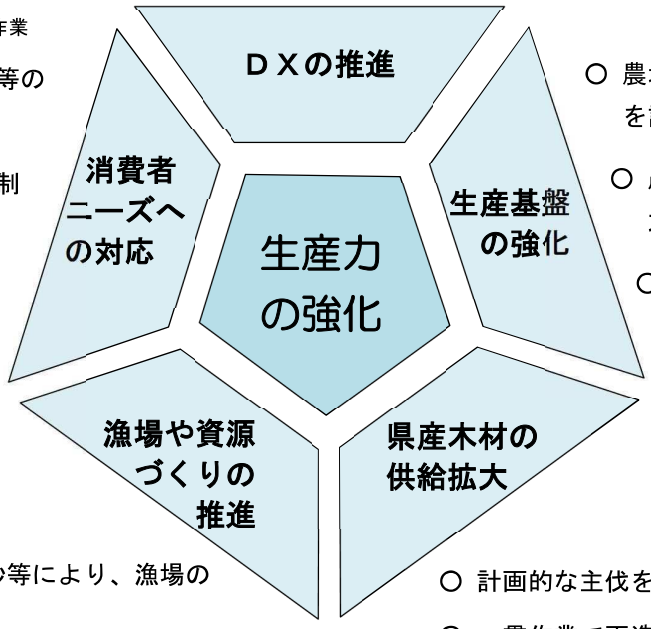


大区画化した農地

○ 優良品種や先進機械等の
導入で生産を安定

○ 種子や種苗の供給体制
を強化

○ 出荷規格等の見直し
により、多様な
ニーズに対応



○ 農地の大区画化等、生産基盤
を計画的に整備

○ 農地中間管理事業を活用し、
大規模化や集約化を推進

○ パッケージセンター等を
計画的に整備

○ 魚礁設置や覆砂等により、漁場の
生産力を強化

○ 資源管理や稚魚等の放流を推進

○ 漁場環境に応じた管理と指導で、ノリや
カキの養殖生産を安定

○ 計画的な主伐を推進

○ 一貫作業で再造林を推進

○ 高品質な製材品の供給を強化



魚礁の設置



主伐後の再造林

２「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進

（１）世界に福岡の農林水産物等の魅力を発信し、輸出を拡大

① 市場調査やニーズ把握を強化し、県産農林水産物や加工品の輸出を拡大
② 輸出先国の規制に対応した輸出産地づくりを推進
③ 現地でのフェア開催等による情報発信を強化し、県産農林水産物等の認知度を向上
④ 九州各県等と連携した農林水産物のＰＲ、販売を促進
⑤ 海外での品種登録・商標登録により、知的財産を戦略的に活用

（２）県独自品種や新技術の開発・普及を加速

① 気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種の開発を加速
② 現地実証の拡大により、新品種の普及を迅速化
③ 生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証

（３）福岡の農林水産物等の認知度向上と販売を促進

① 首都圏や関西圏等での販売促進活動を通じ、県産農林水産物や加工品の一体的な売込みを強化
② 有名店での「福岡フェア」の開催や大規模な大会等でのＰＲにより、県産農林水産物等の認知度を向上
③ 外食事業者等のニーズの把握と産地へのフィードバックを強化
④ 消費者ニーズを捉え、付加価値の高い６次化商品の開発を促進
⑤ 共同輸送等で流通コストを削減し、県外での有利販売を促進

（４）新たな木材需要を獲得し、県産木材の利用を推進

① 公共・民間建築物の木造・木質化を促進
② 展示会や商談会を通じ、家具や木製品の販路を拡大
③ 木質バイオマスのエネルギー利用を促進

施策目標	現状	目標
県産農林水産物の輸出額	38.1 億円／年	72 億円／年
生産者・実需者ニーズに応じた新品種の開発数	4 件※	6 件※
福岡フェア等における県産食材の取扱高	287 百万円／年	400 百万円／年
ブランド品目数	15 品目	20 品目
商談が成立した６次化商品数	57 商品／年	350 商品※
公共建築物等における木材利用量	9,657m^3／年	55,000m^3※

※５か年の合計

世界に向けた魅力発信、輸出の拡大

- ○ 市場調査を強化し、ニーズに応じた輸出を促進
- ○ 産地ぐるみで輸出に対応できる体制を整備
- ○ フェア開催やメディア等の活用で認知度を向上
- ○ 国と連携し、海外品種登録等の知的財産の管理を強化



海外百貨店での福岡フェア

国内での認知度向上、販売の促進

- ○ 有名店と連携した福岡フェアで認知度を向上
- ○ 大規模な国際会議やイベント等を活用し、ＰＲ
- ○ 外食事業者等の評価や要望を産地に還元
- ○ ニーズを捉え、売れる６次化商品開発を促進



「福岡の食」の認知度向上

新たな木材需要の獲得、県産木材の利用推進

- ○ 木造ビル等、民間建築物における新たな木材利用を開拓
- ○ 公共建築物等の木造・木質化を推進
- ○ 展示会等で家具や木製品の販路を拡大
- ○ 間伐材等のエネルギー利用を促進



県産木材を用いた内装木質化

県独自品種や新技術の開発・普及

- ○ 生産環境や需要の変化に対応した新品種や新技術を開発
- ○ 現地実証の拡大で適応性を速やかに判断
- ○ 生産現場と連携し、革新的新技術の実装を推進



大豆の優良品種「ちくしB5号」

3 農林水産業の次代を担う「人財」を育成

（1）農林漁業者の経営発展を推進

① 農業大学校を拠点としたリカレント教育[*5]により、先進技術等に対応できる人材を育成
② 農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術指導を強化
③ 農業経営の複合化・法人化、雇用導入等により、経営を強化
④ 経営感覚に優れた人材育成を通じ、森林組合や漁業者等の経営基盤強化を推進

（2）産地の受入体制を強化し、新規就業者の確保・定着を促進

① 就業希望者への相談・斡旋体制を強化
② 農業大学校の機能強化やトレーニングファーム等の地域に密着した研修機関の整備により、就農前後の支援を強化
③ 労働環境の改善を通じ、林業の担い手を確保
④ 地域での研修や受入体制づくりにより、漁業就業者の定着を強化

（3）女性農林漁業者の能力発揮を促進

① 女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成
② 男女共同参画社会の実現に向け、農山漁村における女性農林漁業者の社会参画を促進

（4）農福連携を推進

① 農業者に対する農福連携への理解を促進
② 関係団体と連携し、農業分野での障がいのある方の活躍の場を拡大
③ 障がいのある方が働きやすい環境整備を促進

施策目標		現状	目標
新規農業法人数		40 法人／年	250 法人※
新規就業者数		500 人／年	2,630 人※
	農業	387 人／年	2,000 人※
	林業	52 人／年	280 人※
	漁業	61 人／年	350 人※
経営参画する女性農業者数		274 人	420 人
農福連携に取り組む農業経営体数		62 経営体	115 経営体

※5か年の合計

*5：学校を卒業し社会に出た後も、新たな場面で求められる能力や技術を身につけるため、生涯を通じて学び直しを行うこと。

就業・定着

- ○ 対面に加え、ウェブコンテンツも活用し、就業相談を強化
- ○ 雇用就業のマッチングを促進
- ○ 農業大学校の機能を強化し、即戦力となる人材を育成
- ○ 農業高校や水産高校との連携を強化
- ○ 地域の農林漁業と密着した研修など、就業の受入体制を強化



就業相談会



トレーニングファームでの研修

経営確立

- ○ 最新技術や経営改善手法を学ぶリカレント教育を実施
- ○ 農業やノリ養殖等における法人化を推進
- ○ 専門家派遣等により、林業の経営力強化を支援
- ○ 法人経営体同士のネットワークを強化し、経営発展を促進
- ○ 女性農林漁業者の新規部門設立や経営参画を推進
- ○ 障がい福祉施設等と農業者のマッチングを推進



経営改善手法を学ぶ研修



林業経営発展に向けた現地研修



女性農林漁業者の起業研修

経営発展

4　持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進

（1）ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進

① 農林水産物のワンヘルス認証制度等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進
② 農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくり等により、地産地消の取組を強化
③ 産地との連携を強化し、学校給食における県産農林水産物の利用を拡大
④ 農林漁業体験や生産者との交流、食文化の発信等を通じ、食育を推進

（2）心や身体の健康づくりに向け、森林等の利用を推進

① 心や身体の健康づくりのため、「ワンヘルスの森」の利用を推進
② 森林や木に親しむ機会を通じ、木育を推進
③ 花や緑に親しみ育てる機会を通じ、花育を推進

（3）環境に配慮した生産と食の安全・安心を推進

① 減農薬、減化学肥料栽培など、環境に配慮した農業を推進
② ＧＡＰ*6や集荷・加工施設の衛生管理の強化により、安全・安心な農林水産物等の生産を推進
③ 県民の「食」の選択に必要となる適正な食品表示を推進

（4）動物の保健衛生の一元化と家畜防疫を強化

① 「動物保健衛生所」を設置し、家畜と野生動物、愛玩動物の保健衛生の一元化を推進
② 動物の保健衛生を担う人材を育成
③ 家畜伝染病の防疫対策を強化

施策目標	現状	目標
ワンヘルスの実践に取り組む経営体数	―	6,000 経営体
ふくおか地産地消応援ファミリー数	47,035 世帯	70,000 世帯
学校給食における県産農林水産物の使用割合	32.9%	35%
ふくおか地産地消応援の店の数	1,659 店	2,200 店
「ワンヘルスの森」来場者数	254 千人／年	1,400 千人※
国際水準ＧＡＰの認証取得数	37 件	60 件
動物の保健衛生一元化に向けた人材育成のための連携専門機関数	―	15 機関

※5か年の合計

*6：Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。農産物の生産過程での衛生管理や安全管理に関するルールを作り、農薬の使用状況や異物混入について農業者自らがチェックを行う安全対策。

地産地消や食育の推進

- ○ ワンヘルスの理念に基づき生産された農林水産物等の普及により、県民の理解を促進
- ○ 農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくりを推進
- ○ 学校給食における県産農林水産物の利用を拡大
- ○ 農林漁業体験や生産者との交流等により食育を推進



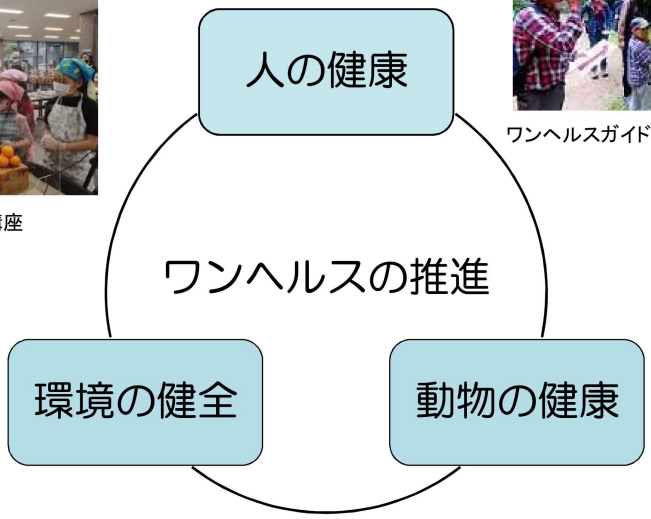
食育出前講座

森林等の利用推進

- ○ ワンヘルスの理念を実体験できる「ワンヘルスの森」を整備
- ○ ワンヘルスツアーガイドの育成や、展示の充実により、森の利用を促進
- ○ 森林や木、花等に親しむ機会を通じ、木育、花育活動の推進



ワンヘルスガイドツアー（イメージ）



環境に配慮した生産、食の安全・安心の推進

- ○ 環境負荷を低減する技術等の導入を促進
- ○ 国際水準ＧＡＰを推進
- ○ 適正な食品表示に向け啓発を強化



GAP研修会

動物保健衛生の一元化、家畜防疫の強化

- ○ 動物の保健衛生に一元的に取り組む動物保健衛生所を設置
- ○ 全国の専門機関との連携を強化し、動物保健衛生に携わる人材を育成
- ○ 家畜防疫対策の強化



家畜防疫演習

5 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

（1）防災・減災対策を強化

① 農業水利施設等を活用し、流域治水を推進
② 計画的な森林整備と治山施設やため池、漁港等の適正な管理や整備により、防災機能を向上
③ 地域の実状に合った防災施設の整備や農地の利用を推進し、災害リスクを低減
④ 被災した農林水産施設を速やかに復旧し、農林漁業者の生産継続を支援
⑤ リスクに備え収入保険制度等への加入を促進

（2）中山間地域をはじめとした農山漁村の活力を向上

① 中山間地域の特性に合った収益性の高い農林産物の栽培や特産物づくりを推進
② 地域資源を活かした農泊等の取組により、魅力ある農山漁村づくりを促進
③ 企業や都市住民等の参加や移住定住の促進で、農山漁村を支える多様な人材を確保
④ 漁港の機能や魅力を活用し、漁村の賑わいを創出

（3）農山漁村の多面的機能を維持・強化

① 地域の共同活動等の支援を強化し、農地の保全や水路等の維持を推進
② CO_2吸収等の公益的機能を発揮できる森林づくりを推進
③ 藻場や干潟、河川の環境保全を推進
④ 再生可能エネルギーや省エネ施設・機器の導入を促進
⑤ 荒廃農地の発生を抑制するとともに、再生を支援

（4）鳥獣被害対策を総合的に展開

① 里山保全の取組等により、侵入防止を徹底
② 狩猟者等の人材育成と市町村の枠を越えた広域的な取組により、捕獲体制を強化
③ 「ふくおかジビエ」の魅力発信と加工用途の拡大により、獣肉の利用を促進

施策目標	現状	目標
防災重点農業用ため池の劣化状況評価実施数	－	2,622 か所
中山間応援サポーター活動への参加者数	71 人／年	240 人／年
農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545ha	42,180ha
森林荒廃の未然防止に取り組む面積	3,700ha	9,400ha
藻場・干潟の保全に取り組む人数	758 人	850 人
有害鳥獣の捕獲者数	3,004 人	3,100 人

防災・減災対策の強化

- クリークの先行排水等により、流域治水を推進
- 計画的な森林の整備により、土砂流出防止等の森林機能を発揮
- 治山施設、ため池、漁港等の適切な管理や整備を推進
- 農業用ハウスの広域移転を推進



整備後のため池

農山漁村の活力向上

- 中山間地域の魅力ある特産物づくりや漁村の賑わいづくりを推進
- 農泊やグリーンツーリズム等の受入を拡大
- 都市住民との交流や半農半Xの促進等により、多様な人材を確保



中山間サポーターによる支援活動

活力ある農山漁村づくり

多面的機能の維持・強化

- 農道や水路の補修等の地域での保全活動を支援
- 森林荒廃の未然防止や松くい虫対策等を推進
- 藻場の再生や干潟の保全活動等を推進



適切に整備された森林

鳥獣被害対策

- 里山林の整備等により、野生動物との棲み分けを推進
- 市町村の枠を越えた一斉捕獲を実施
- 「ふくおかジビエ」の認知度向上で需要を拡大



侵入防止柵設置の研修

担当部署一覧

令和４年４月１日現在

部署名		主な所掌事務
農林水産政策課		部の人事・予算の総括、部の総合企画調整、 試験研究調整
農山漁村振興課		農山漁村活性化支援、農業農村整備（計画）、 中山間地域対策、鳥獣対策、特用林産物、 森林計画、保安林
食の安全・地産地消課		農林水産物の安全対策、食育、地産地消、 都市・農山漁村交流、食品表示
団体指導課		農林団体検査・指導、農林金融、農業共済
輸出促進課		農林水産物等の輸出促進
福岡の食販売促進課		農林水産物及び加工食品等の販売促進
園芸振興課		野菜・果樹・花き・花木・茶等の生産振興、 農林水産物のブランド化、６次産業化
水田農業振興課		米・麦・大豆の生産振興、水田農業の生産構造、 農地中間管理事業、農振地域・農地法
経営技術支援課		協同農業普及事業、植物防疫、肥料、 女性農業者支援
	後継人材育成室	農林水産業の後継者対策、認定農業者育成
畜産課		畜産物の生産振興、畜産物価格安定、飼料作物、 畜産経営環境、家畜衛生
農村森林整備課		農業農村整備、林道整備、治山事業
林業振興課		林業・木材産業の振興、木材の利用促進、 森林病害虫防除、森林環境税事業、緑化の推進
水産局	漁業管理課	局の企画調整、有明海再生、漁場環境保全、 漁協検査・指導、漁業調整、漁業取締
	水産振興課	漁船漁業の振興、養殖・内水面漁業の振興、 魚食普及、漁場整備、漁港管理、漁港・海岸整備

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例

平成26年12月25日
福岡県条例第51号

本県は、温暖な気候で、筑後川、遠賀川、矢部川をはじめとする河川沿いに広がる肥沃な平野から、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地等の山地まで変化に富む地形を有し、筑前海、有明海、豊前海といった特徴ある水域にも恵まれている。これらの豊かな自然環境を活かして、多様な農林水産業が展開され、全国に誇れる農林水産物が数多く生産されている。

また、県土の半分近くを占める森林は、水源かん養機能、土砂流出防止機能等県民の安全・安心な生活に重要な役割を果たしている。

このように、本県の農林水産業は、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、今日まで県民生活に欠くことのできない食料を供給するのみならず、水源のかん養や県土の保全等、県民に計り知れない恵みをもたらしており、本県にとって重要な産業である。

私たち福岡県民は、このような農林水産業の役割は今後も変わることはなく、健康で豊かな生活を支えていくために極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかしながら、本県の農林水産業は、急速に進む担い手の減少、高齢化や国際化の進展、食生活の多様化、さらに自然災害や家畜伝染病の発生の増加といった農林水産業及び農山漁村をめぐる状況の変化により、その持続的な発展の基盤が揺らいでいる。

このような事態を克服するためには、競争力のある本県農林水産業を確立することはもとより、全ての県民が食及び木材利用の重要性を再認識するとともに、農林水産業及び農山漁村が果たす役割と意義に思いを致し、都市と農山漁村が共生しつつ持続的に発展するために主体的に行動していくことが重要である。

ここに、本県の農林水産業及び農山漁村を県民の貴重な財産として育み、次代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、本県の農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な事項を定めることにより、農林漁業者の意欲の向上を図るとともに、農林水産業及び農山漁村に対する県民の理解を深め、もって本県の農林水産業及び農山漁村の持続的発展並びに県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　県は、次に掲げる基本理念に基づいて農林水産業及び農山漁村の振興を図るものとする。

一　地域の特性に応じて、収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営（社会経済情勢の変化に即応し得る安定的な農林漁業経営をいう。第四条において同じ。）が確立され、将来にわたり農林水産業が持続的に営まれること。

二　県民が求める安全で安心な農林水産物の生産が行われるとともに、食及び木材利用の重要性について県民の理解が深められ、農林水産業の振興に資する県民の主体的な行動が促されること。

三　農林水産業及び農山漁村が育んできた良好な景観の形成、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的な機能が、将来にわたって維持増進されること。

（県の役割）

第三条　県は、農林水産業及び農山漁村の振興のため、国及び市町村との適切な役割分担並びに農林漁業者、農林水産業関係団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業に関する団体をいう。次条において同じ。）等との連携の下に、本県の自然的、経済的及び社会的諸条件に応じた総合的な施策を推進するものとする。

（農林漁業者及び農林水産業関係団体の役割）

第四条　農林漁業者及び農林水産業関係団体は、県民が求める安全で安心な農林水産物の供給の主体であることを深く認識するとともに、収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な生産及び魅力ある農山漁村づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条　県民は、食及び木材利用の重要性を認識し、特に成長過程にある子どもの食生活が健全で豊かなものになるよう心がけるとともに、農林水産業及び農山漁村の役割及び意義に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2　県民は、前項の規定を踏まえ、地産地消（県産農林水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第十二号において同じ。）、農林漁業体験等への参画、農林漁業者との協働等により、農林水産業及び農山漁村の振興に協力するよう努めるものとする。

（主要な施策）

第六条　県は、第二条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

一　需要の動向に応じた農林水産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入等による収益性の高い経営の確立及び競争力のある産地の育成に必要な施策

二　ブランド化及び六次産業化（一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいう。）の取組等農林水産物の付加価値の向上並びに農林水産物の輸出の促進及び県外への販路拡大に必要な施策

三　県産木材の需要及び供給の拡大に必要な施策

四　海面及び内水面での漁業における資源管理、種苗放流等の水産資源の持続的な利用に必要な施策

五　意欲のある担い手の育成及び確保に必要な施策

六　女性が自らの視点を生かした経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備に必要な施策

七　農林水産業及び農山漁村の発展に資する新品種及び新技術の開発並びにその普及に必要な施策

八　農林水産業の生産性を向上させるための基盤整備に必要な施策

九　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に必要な施策

十　家畜及び養殖水産動物の伝染病並びに農林水産物及び森林の病虫害の発生予防及びまん延防止に必要な施策

十一　安全で安心な農林水産物の生産の推進、県産農林水産物に関する情報の提供等による消費者の信頼及び消費意欲の向上に必要な施策

十二　地産地消の推進に必要な施策

十三　教育機関等と連携した食育、木育（木の良さや木材利用の意義を学ぶことをいう。）等の推進に必要な施策

十四　農林水産業及び農山漁村に関する情報の提供、農林漁業体験機会の拡大、都市と農山漁村との間の交流の促進等、農林水産業及び農山漁村に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策

十五　農林漁業者と特定非営利活動法人、ボランティア、企業等との協働による農山漁村の維持発展に必要な施策

十六　自然環境に配慮した農業水利施設等の整備、安全で快適な生活環境の整備等による魅力ある農山漁村づくりに必要な施策

十七　災害に強い農林水産業及び農山漁村づくりに必要な施策

十八　中山間地域における棚田、特産物等地域特有の資源を活用した農山漁村の活性化に必要な施策

十九　農薬、肥料等の適正な使用の確保、農林水産業活動により生じるバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）の活用の推進等による農林水産業の自然循環機能の維持増進に必要な施策

（基本計画の策定）

第七条　知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。

2　知事は、基本計画を定めようとするときは、福岡県農林水産業振興審議会の意見を聴かなければならない。

3　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　知事は、農林水産業及び農山漁村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね五年ごとに基本計画を見直すものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

（施策の実施状況等の公表）

第八条　知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し講じた施策の実施状況を公表するものとする。

（福岡県農林水産業振興審議会の設置）

第九条　県に福岡県農林水産業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、第七条第二項に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農林水産業及び農山漁村の振興に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4　前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（推進体制の整備等）

第十条　県は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための効率的な体制の整備に努めるものとする。

2　県は、第二条に定める基本理念の実現に向け、広く県民が参画して行われる諸活動を促すよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

以下（略）

SDGs

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、世界全体の経済、社会、環境の３つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。

2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ（行動計画）」が採択され、2030（令和 12）年を期限として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが設定されました。



福岡県

福岡県農林水産振興基本計画

発行日／令和4年3月

編集／福岡県 農林水産部 農林水産政策課

福岡県 農林水産部 農林水産政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7－7

TEL 092-643-3468 FAX 092-643-3470

E-mail : nousui@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類番号 PA	所属コード 4700103
登録年度 3	登録番号 0002

古紙パルプ配合率100％再生紙を使用